

第1条 この会は、仙台市立六郷中学校生徒会と称する。

第2条 この会は、仙台市立六郷中学校生徒を会員とし、教師を顧問とする。

第3条 この会は、会員が積極的に学校生活の各分野に参加し生活向上を図り、よりよい社会人となるための教養を身につけることを目的とする。

第4条 この会は、会の目的にそうよう会員の意志によって活動する。

第5条 会員の権利 ～会員は次のことができる～

- 1 役員に選出されたり役員を選出すること。
- 2 各委員会、部に参加すること。
- 3 会の運営について意見を述べること。
- 4 総会や学級会に出席し討議や議決に参加すること。

第6条 会員の義務 ～会員は次のことをしなければならない～

- 1 生徒会発展のために協力すること。